

「ショートステイ国府」重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(徳島県指定 第3670103922号)

当事業所はご利用者に対して指定短期入所生活介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要支援」「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けてない方でもサービスの利用は可能です。

◇◆目次◆◇

1. 事業所
2. 事業所の概要
3. 職員の配置状況
4. 当事業所が提供するサービスと利用料金
5. 苦情の受付について
6. 緊急時の対応マニュアル
7. 事故発生時の対応について
8. 非常災害対策
9. 衛生管理について
10. 秘密保持と個人情報
 11. 虐待防止
 12. 身体拘束
 13. ハラスメント
 14. 第三者評価
 15. サービス提供の記録

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人有誠福祉会
- (2) 法人所在地 徳島県名西郡石井町石井字石井1994番地
- (3) 電話番号 088-675-3738
- (4) 代表者氏名 理事長 手束 直胤

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 短期入所生活介護事業所 平成26年1月1日指定
徳島県第3670103922号
- (2) 事業所の目的 短期入所生活介護は、介護保険法令に従い、ご利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、ご契約者に、日常生活を営むために必要な居室及び共用施設等をご利用いただき、短期入所生活介護サービスを提供します。
- (3) 事業所の名称 ショートステイ国府
- (4) 事業所の所在地 徳島県徳島市国府町早淵734番地
- (5) 電話番号 088-624-8847
- (6) 事業所長（管理者）氏名 山根 一晃
- (7) 当事業所の運営方針

利用者の要介護状態の軽減または悪化の防止に資するよう、認知症の状況等、利用者の心身の状態をふまえて、日常生活に必要な援助を行う。また、相当期間以上に渡り、継続して入所する利用者については、短期入所生活介護サービス計画に基づき、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営む上で必要な援助を行う。介護の提供は懇切丁寧を旨とし、利用者またはその家族に対し、サービス提供方法について、理解しやすいよう説明を行う。自らの質の評価を行い、常に改善を図る。

- (8) 開設年月 平成26年1月1日
- (9) 営業日及び営業時間

営業日	年中無休
受付時間	9:00～18:00

- (10) 利用定員 30名
- (11) 居室の概要

当事業所では2階に以下の居室・設備をご用意しています。

居室・設備の種類	室数	
Aユニット	10室	個室
Bユニット	10室	個室

Cユニット	10室	個室
トイレ	各居室	車椅子対応形式
洗面所	各居室	壁面型
ナースコール	各居室	コード式採用

○居室の変更：ご契約者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご利用者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、ご契約者やご家族等と協議のうえ決定するものとします。

○居室に関する特記事項

3. 職員の配置状況

当事業所では、ご利用者に対して指定短期入所生活介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤換算	
1. 管理者	1名	
2. 介護職員	12名以上	
3. 生活相談員	1名	
4. 看護職員	1名	
5. 機能訓練指導員	1名	
7. 医師	1名	非常勤
8. 管理栄養士	1名	非常勤

※常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当事業所における常勤職員の所定勤務時間数（例：週40時間）で除した数です。

〈主な職種の勤務体制〉

職種	勤務体制
1. 医師	非常勤 毎週水曜 15:00～16:00
2. 介護職員	早朝：07:00～16:00 日中：09:00～18:00 遅出：10:00～19:00 夜間：16:00～10:00

3. 看護職員	早朝：08：00～17：00 日中：09：00～18：00
4. 機能訓練指導員	日中：1名

4. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご利用者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

- (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
- (2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合

があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第4条参照）

以下のサービスについては、利用料金から自己負担額を除いた金額が介護保険から給付されません。

〈サービスの概要〉

①栄養管理

- ・当事業所では、管理栄養士により、利用者の年齢心身の状況によって適切な栄養及び内容の食事の提供を行います。
- ・ご利用者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としていますがご希望あれば居室等での対応（時間帯も含む）も行います。

（食事時間）

朝食：08：00～09：00 昼食：12：00～13：00 夕食：17：00～18：00

②入浴

- ・入浴は週2回、また、ご希望によりご家庭での生活にあわせた入浴もお聞きしています。清拭は必要に応じ随時行います。
- ・寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。

③排泄

- ・排泄の自立を促すため、ご利用者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

④機能訓練

- ・機能訓練指導員により、ご利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復またはその減退を防止するための訓練を実施します。

⑤その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、できる限り離床に配慮します。
- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第5条参照）

以下のサービスは、利用料金の全額がご利用者の負担となります。

〈サービスの概要と利用料金〉

①食事の提供（食材及び調理費）

利用者に提供する食事の材料費及び調理費にかかる費用です。

実費相当額の範囲にてご負担していただきます。ただし、介護保険負担限度額認定証の発行を受けている方につきましては、その認定証に記載された食費の金額（1日あたり）のご負担になります。

料金：1日あたり標準基準額 1,445円（朝食：400円、昼食 545円、夕食：500円）

②居住費（光熱水費及び室料（建物設備の減価償却等））

この施設及び設備を利用し、滞在されるにあたり、光熱水費相当額及び室料（建物設備等の減価償却等）を、ご負担していただきます。一日 2,006円。ただし、介護保険負担限度額認定証の発行を受けている方については、その認定証に記載された滞在費（居住費）の金額（1日あたり）のご負担となります。

③理髪

[理髪サービス]

月に1回、理容師の出張による理髪サービス（調髪、顔剃）をご利用いただけます。

利用料金：実費

④レクリエーション、クラブ活動

ご契約者並びにご利用者の希望によりレクリエーション、クラブ活動に参加していただくことができます。

利用料金：材料代等の実費をいただきます。

⑤複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

1枚につき 10円

⑥日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご利用者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただくことがあります。おむつ代は介護保険給付対象となっていますのでご負担の必要はありません。

⑦テレビレンタル料金

1日につき 100円

〈サービス利用料金（1日あたり）〉（契約書第9条参照）

別紙料金表によって、ご利用者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付額を除いた金額（自己負担額）をお支払いください。（サービスの利用料金は、ご利用者の要介護度に応じて異なります。）

○ご利用者がまだ要介護認定を受けてない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要支援または要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます。償還払いとなる場合は、ご利用者が保険給付の申請を行うために必要とな

る事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

- 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。
- 経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う 2 ヶ月前までにご説明します。

(3) 利用料金のお支払方法（契約書第 9 条参照）

前記（1），（2）の料金・費用は、契約者又は利用者に対し、前月料金の請求書及び明細書を毎月 10 日前後に送付するものとし、契約者又はその月の末日までにご利用期間分の合計金額を支払うものとし、ただし請求書の送付については、双方協議の上で省略できるものとし、なお、支払い方法については、双方協議の上で、同意した方法によるものとし、施設は利用料金の支払いを受けた時、契約者又は利用者に領収書を交付するものとし、

(4) 利用の中止，変更，追加（契約書第 10 条参照）

- 利用予定期間の前にご契約者（利用者）の都合により、短期入所生活介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日前日までに事業者申し出てください。
- サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により契約者（利用者）の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時に提示して協議します。
- ご利用者がサービスを利用している期間中でも、利用を中止することができます。その場合、すでに実施されたサービスに係る利用料金はお支払いいただきます。

5. 苦情の受付について（契約書第 27 条参照）

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

- 苦情解決責任者 管理者 山根 一晃
- 苦情受付担当者 生活相談員 齋田 憲司
- 受付時間 毎週月曜日～金曜日 9：00～17：00
TEL 088-624-8847 FAX 088-624-8848
苦情受付ボックスを仁誠館 1 階総合受付に設置しています。

(2) 苦情解決第三者委員 中立な立場で双方の言い分を聞きアドバイスをを行います。

- 第三者委員 井内 清二
名西郡石井町藍畑字高畑 1354-2 Tel 090-8976-4532
- 第三者委員 久米 毅
名西郡石井町高川原天神 192 Tel 088-674-5726

(3)行政機関その他苦情受付機関

徳島県長寿社会課介護保険指導室	所在地 徳島市万代町1丁目1番地 電話番号 088-621-2182 F A X 088-621-2829 受付時間 8:30~17:00
国民健康保険団体連合会	所在地 徳島市川内町平石若松78-1 電話番号 088-665-7205 F A X 088-666-0178 受付時間 8:30~17:00
徳島県社会福祉協議会	所在地 徳島市中昭和町1丁目2番地 電話番号 088-654-4461 F A X 088-654-9250 受付時間 8:30~17:00

石井町役場 長寿社会課	所在地 名西郡石井町高川原字高川原121-1 電話番号 088-674-6111 F A X 088-675-1500 受付時間 9:00~17:00
徳島市役所 高齢介護課	所在地 徳島市幸町2-5 電話番号 088-621-5176 F A X 088-624-0961 受付時間 9:00~17:00

6. 緊急時における対応方法

従事者は、短期入所生活介護〔介護予防短期入所生活介護〕を実施中に、ご契約者の病状に急変、その他緊急事態が生じた場合は、主治医・または協力医療機関等に報告する等の措置を講じるほか、ご家族へ速やかに連絡致します。

7. 事故発生時の対応について

ご契約者が安心して短期入所生活介護サービス〔介護予防短期入所生活介護サービス〕の提供を受けられるよう、ご契約者に対する当施設でのサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、当該ご契約者の家族等に対して、連絡を行う等の必要な措置を講じるものとします。ご契約者に対する短期入所生活介護サービス〔介護予防短期入所生活介護サービス〕の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。更に当施設では、事故が生じた際には、その原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。

8. 非常災害対策

従業者は常に災害事故防止とご契約者の安全確保に努めます。

管理者は、防火管理者を選任します。(ユニットリーダー 尾西良介)

管理者は、定期的に消防用設備、救出用設備等を点検します。

防火管理者は、非常災害に関する具体的計画を立てるものとし、ショートステイ国府はこの計画に基づき、避難及び救出その他必要な訓練を年二回以上行います。

また、別途定めるBCP(事業継続計画)により、大規模な災害や感染症が発生した場合でも、できる限り事業が継続できるように尽力します。

9. 衛生管理について

- (1) 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は供給する水について、衛生的な管理をするとともに、衛生上必要な措置を講じます。
- (2) 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。
- (3) 施設において感染症または食中毒が発生し、または蔓延しないように、次に掲げる措置を講じます。
 - ① 施設における感染症及び食中毒の予防及び蔓延防止のための対策を検討する委員会を概ね年に二回以上開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底しています。
 - ② 施設における感染症及び食中毒の予防及び蔓延防止のための指針を整備しています。

10. 秘密保持と個人情報

サービスを提供する上で知り得たご契約者及びそのご家族に関する秘密を正当な理由無く第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。

ただし、介護保険事業によりご契約者の介護に関する事業間での調整のため開催されるサービス担当者会議等において必要がある場合は、限定的な範囲でご契約者及びその家族の個人情報を提供することがありますので、あらかじめご了承ください。

尚、この場合も全ての関係者に守秘義務がありますので、ご安心ください。

- (1) 事業所者は、サービスを提供する上で知り得たご契約者及びその家族に関する秘密・個人情報についてはサービスの提供等業務遂行に必要な場合を除き、契約中及び契約終了後も、第三者に漏らすことはありません。
 - 前項の「サービス提供等業務遂行に必要な場合」とは、次のとおりです。
 - ① ご契約者のサービス計画を立案し、円滑にサービス提供を行うために開催されるサービス担当者会議における情報提供。
 - ② 介護支援専門員等との連絡調整において必要となった場合。
 - ③ サービス提供に関して主治医及び保険者の意見を求める必要のある場合。
- (2) 前項以外に個人情報をを用いる場合には別に同意書による同意を得た上で提供します。

- (3) 情報提供に当たって、個人情報の提供は必要最低限とし、関係するもの以外の者に漏れることのないよう十分注意するとともに、個人情報を使用した会議の内容や相手方等について記録します。
- (4) 事業所は、従業員が退職後、在職中に知り得たご契約者及びその家族の情報を漏らすことのないよう必要な措置を講じます。
- (5) 事業所は、ご契約者の個人情報について事業所が定める個人情報保護方針及び個人情報の利用目的をよく理解し個人情報の利用に同意します。

1 1. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。
虐待防止に関する担当者（ユニットリーダー 尾西 良介）
- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備しています。
- (4) 従業員に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を年1回以上実施しています。
- (5) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を年1回以上開催し、その結果について従業員に周知します。
- (6) 虐待の防止のための指針を整備しています。

施設はサービス利用中に当該施設職員または養護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとします。

1 2. 身体拘束について

事業者は原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して同意を得た上で次に掲げることにより留意して必要最小限の範囲内で行うことがあります。

- (1) 切迫性……直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限ります。
- (2) 非代替性…身体拘束以外に、利用者または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限ります。
- (3) 一時性……利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

上記の場合は、身体拘束を行った日時、理由及び様態等についての記録を行い5年間保存します。また事業者として、身体拘束をなくしていくために委員会を3か月ごとに開催、指針の整備、年2回以上の研修を実施します。

1 3.ハラスメントの防止・対応

当事業所では、すべての利用者様に安心して介護サービスをご利用いただくとともに、職員が安全で働きやすい環境を確保することを大切にしています。

そのため、利用者様又はご家族等からの言動のうち、社会通念上相当な範囲を超え、職員の就業環境を害するおそれのある行為については、カスタマーハラスメントに該当する場合があります。

具体的には、次のような行為が該当することがあります。

- ・人格を否定する発言や差別的な言動、名誉棄損、侮辱行為などの職員に対する身体的・精神的な攻撃
- ・業務の範囲を超えた過度な要求
- ・長時間にわたる執拗な要望やクレーム
- ・性的な嫌がらせ(性的な関係の強要、必要のない体への接触など)
- ・職員の連絡先等の開示要求、職員へのつきまとい行為

これらの行為が認められた場合には、複数名での対応や、サービス提供方法の見直しについて、ご相談させていただくことがあります。

なお、介護サービスに関する正当なご意見・ご要望・苦情につきましては、これまでどおり誠意をもって対応いたしますので、遠慮なくお申し出ください。

1 4.第三者評価の実施について

提供するサービスについて第三者評価の実施はありません

1 5.サービス提供の記録

(1) サービスを提供した際には、提供した具体的なサービス内容等の記録を行うこととし、その記録はサービス提供終了後5年間保存します。

(2) 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧および複写物の交付を請求することができます(複写物の請求を行う場合は有料です)

令和 年 月 日

短期入所生活介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

短期入所生活介護 ショートステイ 国府

説明者役職名

氏 名

印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、短期入所生活介護サービスの提供開始に同意しました。

利用者住所

氏 名

印

契約者(身元引受人)

住 所

氏 名

印

利用者との関係 ()

※この重要事項説明書は、厚生省令第37号（平成11年3月31日）第125条の規定に基づき利用申込者またはその家族への重要事項説明書のために作成したものです。

《 単独型ユニット型介護予防短期入所生活介護 》

	介護保険給付対象	介護保険給付対象外(※1)	
	介護サービス費	食 費	居住費
要支援1	561 円	1,445 円	2,006 円
要支援2	681 円	(朝 400 円・昼 545 円・ 夕 500 円)	

《 短期入所生活介護 ユニット型個室 》

介護保険給付対象		介護保険給付対象外(※1)		連続した利用が 61 日超
	介護サービス費	食 費	居住費	
要介護1	746 円	1,445 円 (朝食 400 円・昼食 545 円・ 夕食 500 円)	2,006 円	670 円
要介護2	815 円			740 円
要介護3	891 円			815 円
要介護4	959 円			886 円
要介護5	1,028 円			955 円

□利用者負担限度額

負担段階	対 象 者	食費負担限度額	居住費負担限度額 ユニット型個室
第 1 段階	老齢年金受給者で世帯全員が市町村民税非課税の方。生活保護受給者等。	300 円	880 円
第 2 段階	世帯全員が市町村民税非課税で課税年金収入額と合計所得年金額の合計が年間 80 万円以下の方で、預貯金等の合計が 650 万円(夫婦は 1,650 万円)以下の方。	600 円	880 円
第 3 段階①	世帯全員が市町村民税非課税で課税年金収入額と合計所得年金額の合計が年間 80 万円を超え 120 万円以下の方で、かつ預貯金等の金額が 550 万円(夫婦は 1,550)万円以下の方	1,000 円	1,370 円
第 3 段階②	世帯全員が市町村民税非課税で課税年金収入額と合計所得年金額の合計が年間 120 万円を超える方で、預貯金等の合計が 500 万円(夫婦は 1,500 万円)以下の方	1,300 円	1,370 円
第 4 段階	上記内容に該当しない方	1,445 円	2,006 円

□上記(※1)以外の実費負担料金

病院受診代・薬代・理美容代・その他

□上記以外で加算されるもの

送迎加算(片道)	184 円		送迎を行うことが必要と認められている利用者に対して居宅と事業所との間の送迎を行う。
介護職員 処遇改善加算Ⅰ□	月間の介護保険給付費(自己負担分)総額に14%を乗じた金額を徴収する		介護職員の処遇改善の取り組みとして
機能訓練体制加算	12 円	1 日につき	専従機能訓練指導員(看護師)を配置しています。
看護体制加算(Ⅲ) □	6 円	1 日につき	正看護師を配置し、利用者のうち要介護3以上の方が70%以上を占めています。
サービス提供体制 強化加算Ⅰ	22 円	1 日につき	介護職員のうち80%以上が介護福祉士である。
生産性向上推進体制 加算(Ⅱ)	10 円	1 月につき	介護現場の基礎的な生産性向上への取り組みを評価する区分。テクノロジーの活用と業務改善を通じて、職員の負担軽減とサービスの質の向上を目指すもの。
長期利用者に対する 短期入所生活介護	-30 円	連続滞在費 31 日 目から 1 日につき	連続して30日を超えて同一のショートステイに入所している場合にあり、継続してショートステイのサービスを受けているご利用者に対して1日につき左記金額の減算を行う。